

●検討している新制度(案)の概要

1. 研修会等参加事業

市では、男女共同参画社会の実現に向け、地域や家庭など身近なところから男女共同参画を推進し、積極的に男女共同参画に関わる学習を行う市内で活動する団体や個人に補助金を交付する。

補助の対象となる研修

- ・ 独立行政法人国立女性教育会館で行われる研修
- ・ 兵庫県立男女共同参画センター「イーブン」で行われる研修
- ・ その他市長が認める研修

補助の対象となるもの

市内に在住し、かつ、研修参加時において満20歳以上の人。自治会や団体、企業等からの参加も可。

補助対象となる経費

- ・ 研修負担金
- ・ 交通費
- ・ 宿泊料

補助金交付の限度

補助対象となる経費の2分の1以内で、1万円が上限額。補助金交付は通算して3回が限度。

2. 男女共同参画プラン推進事業

市では、すべての人の人権を尊重し、性別等にとらわれず、自分らしく生きることができ、個性と能力を十分に発揮できる地域づくりをめざし、市民が自主的、積極的に男女共同参画にかかる学習事業や啓発事業を展開するなど、男女共同参画プランに掲げた施策の実施・活動に対し補助金を交付する。

補助対象者

(自治会)

(団体) ・ 市内に活動の拠点を有すること

- ・ 5人以上で構成し、構成員に対する市民の割合が2分の1以上であること

(企業・事業者) 市内に事業所を有すること

補助金額

- ・ 補助対象となる経費の10分の10以内(団体構成員の飲食費、人件費及び謝金を除く)で、プラン重点事業は上限額を10万円 / プラン一般事業は上限額を5万円とする。
- ・ 補助回数は1年度あたり1団体1事業まで

補助対象経費(例)

費 目	内 容
報償費	講師への謝礼
旅費	講師に支払う交通費
需用費	消耗品費(各種材料費等)、印刷製本費(パンフレット、チラシ等の印刷費等)
役務費	通信運搬費(郵便料、運送料等)
使用料・賃借料	会場及び機器の借上料等